

社会保障と法：社会保障判例研究

養親子関係にあった者の遺族共済年金受給権者たる  
事実婚配偶者性が肯定された事例

遺族共済年金不支給処分取消請求訴訟（東京地判令和3年7月28日・LEX/DB25600238）

渡邊 絹子\*

I 事実の概要

1. 原告X（当時30代半ば）とA（当時60歳前後）は、平成10年頃に知り合い、間もなくして男女として交際を始め、平成12年8月以降、Aが平成19年7月に肺がん治療のため入院するまでの間、実質的に夫婦としての同居生活を送っていた。Aは、約2か月半の闘病の末、同年10月1日に死亡した。Aの入院期間中、XはAの家族として担当医師から治療に関する説明を聞き、これに同意するなどの種々の事務を行った。その際、同病院の医師からXはAの「娘さん」と呼ばれたことがあったが、XもAもそのことを訂正することはなく、また、XはAの医療行為に関する同意書面にAの「子」と記載したこともあった。
2. XとAとの間では、Aの入院後、Aの治療のほか、Aの葬儀に関する種々の事務を行いやすくするとともに、Aの遺産を相続することができるようにするため、XをAの戸籍に入籍させることとしたが、その方法として、Xは、これまでAと婚姻せずに関係を継続させてきたこと、Aの年齢、病院の医師からAの娘と言われたことなどの事情から、対外的な外聞を考慮し、あえて婚姻ではなく養子縁組を選択することとし、平成19年8月7日にAを養父とし、Xを養子とする養子縁組（「本件養子縁組」という。）をした。
3. Aは、国家公務員共済組合の組合員であった者

であり、国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）上の退職共済年金の受給権者であった。Xは、Aの死亡後、被告Y（国家公務員共済組合連合会）に対し、Aの死亡に伴う遺族共済年金の請求をしたい旨を伝えたが、YからはAの養子であるXをAの遺族と認定することはできないとの返答がなされた。Xは、遺族共済年金の受給権者として認定しないのであれば、その旨の処分をするよう求めるとともに、同処分のために改めて請求が必要なのであれば所定の様式の請求書を送付するよう求めた。これを受け、Yは遺族共済年金決定請求書等を送付したが、その後Xからは遺族共済年金の請求はされないまま時が経過した。

4. Xは、平成30年10月30日、Yに対して遺族共済年金決定請求書を送付し、Aの死亡に係る遺族共済年金の請求をした。Aの死亡に係る遺族共済年金の給付を受ける権利については時効期間が過ぎていたものの、Yは、Xによる事情説明を受け入れ、請求を受け付けた上で審査した結果、Aの死亡時において、本件養子縁組によってAの養子となっていたXはAの「遺族」（国共法2条1項3号）に該当しないとして、平成31年1月25日付けで遺族共済年金を不支給とする処分（「本件不支給処分」という。）を行った。Xは、令和元年7月24日、本件訴訟を提起した。

II 判旨

\* 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

1. 「認定事実によれば、Xと亡Aは、平成10年頃から、両名の合意の下で、社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたものであり、亡AがZ病院に入院後、平成19年8月7日に本件養子縁組がされてからも、亡Aが同病院で闘病の末に死亡する同年10月1日までの2か月弱の間、本件養子縁組を契機にして、両名の関係の実質が夫婦から親子に変化したと解されるような事情はうかがわれないことからすれば、Xと亡Aは、両名が同居生活を開始してから亡Aが死亡するまでの間、一貫して、社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたものといえる。」。

2. (1) 「国共法が、…遺族共済年金の受給権者たる地位を内縁の配偶者にも認めることとしたのは、組合員等の死亡について保険給付を行い、その遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという国共法の目的（国共法1条1項）に鑑み、遺族共済年金の給付を受けることのできる配偶者について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないのではなく、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれを支給することが、遺族共済年金の社会保障的な性格や国共法の上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解される。他方で、遺族共済年金を含む国家公務員共済年金は、各省各庁の所属の職員等をもって組織する国家公務員共済組合において事業を行う公的年金であり（国共法3条1項、3項）、組合員の意思に関わりなく強制的に徴収される掛金に国庫負担を加えた財源によって賄われていること（国共法99条、100条等）を考慮すると、民法の定める婚姻秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族共済年金の給付を受けることのできる配偶者に当たると解することはできない（最高裁平成17年（行ヒ）第354号同19年3月8日第一小法廷判決・民集61巻2号518頁（以下『平成19年判決』という。）参照。）。

(2) 「民法734条が養親子の関係にある者を含む近親者等の間の婚姻を禁止しているのは、社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請を理由とするものであるところ、養親子の間の婚姻

については、当然には優生学的な弊害は生じないものの、民法は、養子縁組については、①養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同一の親族関係を生じ（同法727条）、②養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得し（同法809条）、③養子は、養親の氏を称する（同法810条本文）などの効果が生じるものとしていることからすれば、養親子の間についても、実親子と同様の身分法上の秩序が維持されるべきであるとの社会倫理的配慮から、実親子の間の婚姻についてと同様にその婚姻を禁止することとしたものと解され、このような理由により養親子の間の婚姻を禁止することについては、少なくとも我が国の現在の婚姻法秩序及び社会通念を前提とする限り、合理性を有するといえるべきである。

このように、養親子の間で婚姻が禁止されるのは、社会倫理的配慮という公益的要請を理由とするものであって、養親子の間の婚姻は、時の経過ないし事情の変化によって婚姻障害事由が消滅ないし減退することがあり得ない性質のものであり、殊に、養親子の間における内縁関係は、一般的に反倫理性、反公益性が極めて大きい関係といえるべきであるから、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても、国共法により保護される配偶者には当たらないものと解される（平成19年判決参照。）。

(3) 「もっとも、養親子間で婚姻が禁止されるのは、前記のとおり、婚姻法秩序の立脚する公益的要請を理由とするものであることからすると、養親子間での内縁関係が形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、夫婦生活の安定性等に照らし、そうした公益的要請の見地から、当該養親子間の内縁関係の反倫理性、反公益性が問題とする必要がない程度に著しく低いと認められるときは、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという国共法の目的を優先させるべき特段の事情があるものといえるべきである。

したがって、このような事情が認められる場合

には、その内縁関係が民法により婚姻が禁止される近親者間におけるものであるという一事をもって遺族共済年金の受給権を否定することは許されず、上記内縁関係の当事者は『配偶者』（国共法2条1項2号イ）に該当すると解するのが相当である（平成19年判決参照）。」。

3. 「そこで、以下、本件の実事関係の下において、前記の特段の事情が認められるか否かについて検討するに、…X（当時30代半ば）と亡A（当時60歳前後）は、平成10年頃に独身の男女として知り合い、自然な交際を経て同棲を始め、亡Aが入院した平成19年7月までの約9年間、専ら夫婦としての生活実態を伴う同居生活を営み、亡Aの収入によって生計を維持しつつ、精神的に支え合って円満な共同生活を安定的に継続していたものであり、亡Aが同月に入院した後も、Xは内縁の妻として亡Aの闘病生活を支えてきたものであって、両名は近親者からも一貫して内縁の夫婦として認識されていたものである。また、Xと亡Aが本件養子縁組をしたのは、Xにおいて、亡Aの治療のほか、亡Aの葬儀に関する種々の事務を行いやすしたり、亡Aの遺産を相続することができるようにしたりするという便宜的な側面の強い理由からであり、それまでの専ら夫婦としての生活実態を変更して、両名の間親子関係をも構築することを目的としていたわけではないことは明らかであるし、実際に、養親子関係が形成されてから亡Aが死亡するまでの僅か2か月弱の期間に、両名の間親子関係としての生活実態が形成されたわけでもなかった。また、両名の近親者においても、本件養子縁組は便宜上されたものにすぎず、両名の関係は依然としてそれまでと同じ内縁関係であったと認識していたものである。

このように、Xと亡Aとの内縁関係は、その開始当初において何らの反倫理性、反公益性は認められず、そうした内縁関係が約9年間続いた後に本件養子縁組が多分に便宜的な理由からされたからといって、両名間の実体的な関係には何らの変化も生じたわけでもなく、両名の近い親族からもそのように認識されていたといえることを踏まえると、本件養子縁組によって、結果的に、亡Aの死

亡前の2か月弱の間、内縁関係と養親子関係とが法的に併存する事態になってしまったことに伴う反倫理性、反公益性は、婚姻法秩序の立脚する公益的要請の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められるといえる。

したがって、本件においては、前記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという国共法の目的を優先させるべき特段の事情があるというべきである。」。

4. 「Yは、本件養子縁組当時、Xと亡Aとの間には婚姻を妨げる事情はなく、本件養子縁組の目的は婚姻によっても十分に果たせるにもかかわらず、あえて、本件養子縁組という方式が選択されたこと、Xが亡Aの養子でありながら、同時に亡Aの内縁の妻であることが周囲や地域社会に受け入れられていたとは認められないことなどを指摘して、本件においては前記特段の事情は認められない旨を主張する。

しかしながら、本件養子縁組という方式が選択されたことについては、X及び亡Aにおいて、亡Aの過酷な闘病生活が続く中で、法的知識等の欠如ゆえに、生活実態に変更はない以上、婚姻でも養子縁組でも大差はないものと誤信した結果、年齢差のある夫婦として好奇の目で見られることを避けたいなどといった必ずしも重視すべきではない理由から、不合理にも、婚姻ではなく、養子縁組を選択してしまったとみるべき余地が多分にあるのであって、実際の経緯や生活実態を度外視して、かかる法形式の選択の不合理性を殊更に強調することにより、両名間の内縁関係に強い反倫理性、反公共性を見いだすことは、事案の実相から離れて、近親婚を禁止する婚姻法秩序の立脚する公益的要請を過度に一般化し、近親者間の内縁関係が一時的に生じたという一事をもって、内縁の妻に対する法的保護を否定し去るものであって、採用することはできない。また、周囲や地域社会の受け止めについては、少なくとも、X及び亡Aの近親者らは本件養子縁組を便宜的なものであり、両名の関係は一貫して内縁関係であるとして、受け入れていたというのであるし、本件養子縁組が

亡Aの入院中にされ、その僅か2か月弱後に亡Aがそのまま死亡している本件においては、本件養子縁組に対する地域社会の受け止めを評価する前提を欠いているといえる。そうすると、Yの指摘する点は、その他にYがるる主張する点も含め、前記判断を左右しないものといえる。

以上によれば、Xと亡Aの内縁関係については、前記の特段の事情が認められるから、Xは、亡Aの『配偶者』（国共法2条1項2号イ）に当たる。』。

### Ⅲ 評釈

#### 1 本判決の意義

本判決は、平成24年法律第63号による改正前の国家公務員共済組合法に基づく遺族共済年金について、死亡した組合員であった者との間で養子縁組をしていた者が、遺族共済年金の受給権者たる「事実婚上の配偶者」に該当するか否かが争われたものであり、公的年金制度における遺族年金の受給権者たる事実婚上の配偶者該当性に関する判断に一事例を加えるものである。本判決のように、一親等の直系血族である養親子間での内縁関係をめぐって遺族年金の受給権者たる事実婚上の配偶者該当性が争われたものとしては、①さいたま地判平23年3月23日判例地方自治362号93頁、②東京地判平26年11月14日裁判所ウェブサイト、③同控訴審の東京高判平27年4月16日裁判所ウェブサイト、④大阪地判令2年3月5日判時2473号42頁がある。また、近親婚関係にある者の事実婚上の配偶者該当性が争われたものとして、一親等の直系姻族間についての⑤最一小判昭60年2月14日訟月31巻9号2204頁や、本判決が引用する三親等の傍系血族間について判断した⑥最一小判平成19年3月8日民集61巻2号518頁（以下「平成19年判決」という。）等がある。

本件のXとAとの間では、養子縁組をする前に内縁関係が安定的に構築されていたのであり、本件養子縁組をしなければ、特に問題なく事実婚上の配偶者として遺族共済年金が受給できた事案であったという特徴がある。本件と同様に内縁関係が養子縁組より先行していたものとして前記①

（ただし、同裁判例はそもそも叔父と姪という近親婚関係にあり、のちに養子縁組をしたものである）と④がある（前記②・③は養子縁組前に情交関係はあったが、内縁関係といえる状況に至ったのは養子縁組の後と認定されている）。

本判決は、平成19年判決に依拠しつつ、そこで示された考え方に基づいた判断を展開しているように見えるものの、平成19年判決の理解として妥当であるかは疑問のあるところである。なお、適法に婚姻を締結できないという点では共通する重婚的内縁関係に関する事実婚上の配偶者該当性をめぐる判断の蓄積は一定程度あるものの、養子・養親などの身分法上の関係性は、重婚的内縁関係の場合とは異なり、時の経過ないし事情の変化によって婚姻障害事由が消滅ないし減退することがあり得ない性質のものとして解され、重婚的内縁関係の事実婚上の配偶者該当性を判断する場面とは事情が異なるといえる。

#### 2 Aの死亡の当時においてXとAとは内縁関係にあったといえるか（判旨1）

本判決では、XとAとの間で、両名の合意の下で、Aの入院まで同居して共同生活が営まれ、入院後はXがAの闘病生活を支えていたこと、本件養子縁組に至る経緯（判旨3）、XとAの関係は親族らの間で内縁関係であると認識されていたという事実から、本件養子縁組の前後で両者の関係性に変化したところはなく、一貫して社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとし、Aの死亡の当時、XとAが内縁関係（事実婚）であったと判断されている。事実婚関係にあるか否かは、本件の国家公務員共済組合法に係る事実婚関係の認定基準（昭和55年5月16日庁保発第15号「事実婚関係の認定について」）にも示されるように、当事者間に、①社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、②社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在するという二つの要件を満たすか否かによって判断されており、本件事実関係を前提とした場合、XとAとの間に内縁関係が認められるとの判断は妥当といえよう。

### 3 Xは、国共法2条1項2号イにいう「配偶者」に該当するか（判旨2）

判旨2（1）は、平成19年判決が遺族厚生年金につき判断したものを、本件の国共法上の遺族共済年金とする以外は同じ内容が述べられており、その判断を踏襲している。すなわち、遺族共済年金の受給権者たる配偶者について、遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとの目的に鑑み、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないものではないことから内縁の配偶者が含まれる一方で、国家公務員共済年金は公的年金であって、組合員の拠出する掛金および国庫負担によって賄われていることを考慮すると、民法の定める婚姻秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族共済年金の受給権者たる配偶者に当たると解することはできないとする。

それに続く判旨2（2）は、判旨2（1）と同様に、平成19年判決を踏まえ、養親子関係にある者を含めて近親婚を禁止している理由を、社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請に基づくものであると整理し（ただし、養親子間については当然には優生学的な弊害は生じないと指摘しつつ）、養子縁組をすることによって生じる効果からすれば、養親子間についても実親子と同様の身分法上の秩序が維持されるべきであるとの社会倫理的配慮から近親婚が禁止されるのであり、そのような取扱いは我が国の現在の婚姻法秩序及び社会通念を前提とする限り合理性を有すると判示する。そして、養親子の間の婚姻は、時の経過ないし事情の変化によって婚姻障害事由が消滅ないし減退することがあり得ない性質のものであり、殊に、養親子の間における内縁関係は、一般的に反倫理性、反公益性が極めて大きい関係というべきであるから、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても、国共法により保護される配偶者には当たらないものと解されると判示する。平成19年判決においては、三親等の傍系血族間における内縁関係と特に区別する意味合いを含む形で、「殊に、直系血族間、二親等の傍系血族間の内縁関係は、我が国の現在の婚姻法秩序又は社会通念を前提とする限り、反倫理

性、反公益性が極めて大きいと考えられるのであって、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても、（厚生年金保険法：筆者注）法3条2項によって保護される配偶者には当たらないものと解される。」と判示されている。この点、本判決は、養親子間における内縁関係は「一般的に」反倫理性、反公益性が極めて大きいと表現し、平成19年判決では例外を認める余地がないと解される直系血族間である養親子間における内縁関係についても、例外を認める余地があり得ることを示唆しつつ、判旨2（3）に続く。

判旨2（3）は、養親子間での婚姻が禁止されるのは、婚姻法秩序の立脚する公益的要請を理由とするものであることから、養親子間での内縁関係が形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、夫婦生活の安定性等に照らし、そうした公益的要請の見地から、当該養親子間の内縁関係の反倫理性、反公益性が問題とする必要がない程度に著しく低いと認められるときは、遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという国共法の目的を優先させるべき特段の事情があるものというべきであるとする。婚姻法秩序維持等からの公益的要請と遺族年金の趣旨・目的との間で、どのような調整を図るべきかというこの判示部分も、平成19年判決に依拠している。しかしながら、平成19年判決は、あくまで三親等の傍系血族間の内縁関係に限って判断していると解されるものであり、当該内縁関係が形成されるに至った事情として考慮されたのは、かつての我が国では、農業後継者の確保等の要請から親族間の結婚が少なからず行われていたことは公知の事実であったことや、その中には三親等の傍系血族間における内縁関係が散見されたのであって、それが地域社会や親族内に抵抗なく受け入れられていたという社会的、時代的背景等であり、婚姻法秩序維持等の観点からの公益的要請よりも、遺族年金の法目的を優先させるべき特段の事情を判断することができる近親婚者による内縁関係の範囲を非常に狭く、限定的に解していると考えられる。それに対し、本判決は、平成19年判決

では反倫理性、反公益性が極めて大きいとして特段の事情を判断するまでもないと解している一親等直系血族間に当たる養親子関係について、三親等傍系血族間における内縁関係の判示内容を、特に理由を述べることなく用いていることに疑問がある。また、本件の事案は、一親等直系血族間での内縁関係であったということからすれば、一親等直系姻族間について判断している前記⑤昭和60年最高裁判決の方が、より事案としては近いように思われる。同判決は、2年に満たない期間の婚姻生活後に夫が死亡し、その死後約7年を経て、亡夫の連れ子（先妻の子）との間で内縁関係を構築し、3人の子をもうけるなど20年以上に渡り安定した関係性を築いていたものに対する判断であったが、当該関係が民法735条に抵触する以上、そのような内縁関係はおおよそ将来においても法律上有効な婚姻関係に入り得る余地がなく反倫理的であるとして、内縁関係の発生前や発生後の実体判断に踏み込むことなく事実婚上の配偶者該当性を否定している<sup>1)</sup>。判旨2(2)が述べるように、養親子の間の婚姻を禁止することにしたのは、「実親子と同様の身分法上の秩序が維持されるべきであるとの社会倫理的配慮」からであると解する<sup>2)</sup>のであれば、昭和60年最高裁判決のように、一親等直系血族間であるとのその一事をもって反倫理的、反公益的と評価し、遺族年金受給権者たる配偶者該当性を否定することも可能であったように思われる<sup>3)</sup>。

また、そもそも平成19年判決は、叔父と姪という内縁関係開始の段階から反倫理性、反公益性が認められる間でのものであるのに対し、本件は、前述したように、内縁関係構築当初は、何ら反倫

理性、反公益性の認められない関係性から始まっている。そのため、本件のように、内縁関係構築後に婚姻障害事由が生じた場合に関する事実婚上の配偶者該当性の判断枠組みを、平成19年判決に求めること自体も問題となり得る。そのような観点からは、本件は昭和60年最高裁判決とも事情を異にするものである。

前述したように、本判決と同様に、内縁関係構築当初は何ら反倫理性、反公益性の認められない関係性から始まり、その後養子縁組をしたことによって、婚姻障害事由が生じたものとして、前記④令和2年大阪地裁判決がある<sup>4)</sup>。この令和2年大阪地裁判決においても、平成19年判決が大いに参照されているが、平成19年判決の直系血族間の内縁関係に関する説示部分の理解として、養親子の関係が少なからずその実質を有していた場合についての説示であり、それ以外の（養親子関係の実質を有していない）場合については必ずしも当てはまらないという。そこでの重要な判断要素は「養親子関係の実質」を有していたか否かであり、養親子関係の実質を有していない場合には、養親子間の内縁関係の反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められることがありえ、遺族年金の受給権者たる配偶者性が認められる余地があると解する。本判決においても、後述するように、令和2年大阪地裁判決にいう養親子関係の実質の有無が遺族年金の受給権者たる配偶者性を認める特段の事情の存否を決する重要な要素となっていると思われるが、このような養親子関係の実質を有しなければ反倫理性が低いと判断し得るとの考え方<sup>5)</sup>には疑問がある<sup>6)</sup>。

<sup>1)</sup> 森脇勝「反倫理的な内縁関係と厚生年金受給権」昭和60年行政関係判例解説460頁は、同判決の射程として、一定の身分関係によって婚姻禁止を規定する民法734条、736条の関係にある者の内縁についても一律に判断すべきことを示唆するものであると解する。

<sup>2)</sup> 前掲④令和2年大阪地裁判決は、養親子間で婚姻が禁止されるのは、「社会倫理的考慮すなわち性愛の秩序と親子の秩序の混同防止という公益的要請を理由とするもの」と述べる。

<sup>3)</sup> 清野正彦「判解」最判解平成19年度（上）185頁、210頁以下参照。

<sup>4)</sup> 同判決評釈として池田悠太「内縁関係にあった養子が厚生年金保険法上の配偶者に当たるとされた例（大阪地裁令和2年3月5日判決）」法学（東北大学）85巻3号49頁がある。

<sup>5)</sup> 前記①平成23年さいたま地裁判決は、叔父と姪の間で内縁関係となり、その後養子縁組をしたという事案であるが、そこで裁判所は、当該養子縁組は同じ姓になるために形式的に行ったものにすぎず、養親子関係の実態を何ら有しないものであるから、当該内縁関係に、養親子間の婚姻における反倫理性は存在しないと判断した。

#### 4 本件へのあてはめ（判旨3）

判旨3では、判旨2（3）に示した反倫理性、反公益性が問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合に該当するか否かを、本件事実関係に基づき判断している。まず、養親子間での内縁関係が形成されるに至った経緯では、養子縁組をしたのは、Aの治療や葬儀に関する種々の事務を行いやすしたり、Aの遺産を相続することができるようにしたりするための便宜的な側面が強く、内縁関係という生活実態を変更し、親子関係をも構築することを目的としていなかったことは明らかであり、加えて、養親子関係の期間は僅か2か月弱であり、親子関係の生活実態が形成されることもなかったことを指摘する。

ここでは、XとAとの間での養子縁組の成立について縁組意思との関係で疑義が生じる余地があり得るが、Aの治療行為等に関して種々の事務を行いやすくするためであったり、Aの遺産を相続することができるようにするためであったりという目的があるからといって縁組意思がないとは言いきれないであろう<sup>6)</sup>。したがって、XとAとの間の養子縁組は、縁組意思との関係では有効であると解される。本判決も、XとAとの間の養子縁組は有効であると解したうえで、近親婚者による内縁関係の問題として本件を整理していると思われる。

そのうえで、本判決は、内縁関係開始当初においては、何ら反倫理性、反公益性は認められないこと、そのような内縁関係が約9年間続いた後に

本件養子縁組がなされたからといって、両者の実体的な関係には変化はなく、近い親族からも一貫して夫婦として認識されていたことを踏まえると、約2か月の間に内縁関係と養親子関係とが法的に併存する事態になってしまったことに伴う反倫理性、反公益性は、婚姻法秩序の立脚する公益的要請の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと結論づけ、遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという国共法の目的を優先させるべき特段の事情があるとして、Xに遺族共済年金の受給権者である事実婚配偶者たる地位を認める判断をしている<sup>8)</sup>。

しかしながら、本件のように内縁関係という実体を有している者が、同時に親子関係を形成すること自体の反倫理性を問題とする必要はないのであろうか<sup>9)</sup>。この点を問題とするならば、養子縁組を公序良俗違反として無効と判断し、内縁関係における法的保護を図る方が適切であったように思われる。

#### 5 婚姻を妨げる事情の欠如に対する評価等

本件では、XとAとの間に婚姻を妨げるような事情はなく、養子縁組ではなく婚姻を選択することが可能であった。にもかかわらず、あえて養子縁組を選択していることをどのように評価すべきであろうか。判旨4は、Xが法的知識等の欠如ゆえに、必ずしも重視すべきではない理由から不合理な選択をしてしまったことを、殊更に強調することで、XとAの内縁関係に強い反倫理性、反公共性

<sup>6)</sup> 前注4：池田・265頁。

<sup>7)</sup> 窪田充見『家族法第4版』有斐閣（2019）242頁以下。

<sup>8)</sup> 本判決は、養子縁組をしてから僅か2か月間という短さ故に、内縁関係と養親子関係が併存することに伴う反倫理性、反公益性は低いと判断しているが、前掲④令和2年大阪地裁判決では、そのような併存状態が約11年に及んだものの、夫婦としての実態に変化はなく、かえって安定的にそのような夫婦としての共同生活を営んできたことと評価している。本判決の考え方によれば、令和2年大阪地裁判決の事例においては、反倫理性、反公益性が高いと評価されるのであろうか。また、養子縁組後に親子関係の生活実態が形成されたか否かも考慮要素としているようであるが、実際にはどのように判断するのであろうか、疑問がある。

<sup>9)</sup> 前注4：池田・264頁は、親子の形式と夫婦の実質との並存は婚姻法秩序に反しないのか、すなわち、親子という形式のもとにある人間の間で夫婦の実質が伴うことそれ自体を問題にする余地があるとの問題提起をしたうえで、そうであるならば、婚姻法秩序に反しないというためには、親子の形式を否定することが求められ、親子の形式に親子の実質が伴っていないということを直接問題にし、縁組意思がなく縁組が無効であるような場合に限り、養親子間の内縁関係の反倫理性、反公益性が否定されるという考え方を示す。また、このような考え方と異なる見解に立つ令和2年大阪地裁判決の問題点も指摘している。

を見出すことは、内縁配偶者に対する法的保護を否定することに繋がり妥当ではないとする。とはいえ、婚姻を選択できるにもかかわらず養親子関係になることをあえて選択したものに対して、年金法上に定める配偶者に対する保護が受けられなくなるとする帰結は、他方で養親子であることによる法律効果を享受していることからすれば、民法上は養子であり、年金法上は配偶者であるといった状態を生じさせるよりも妥当なものであるようにも思われる。

また、本件内縁関係の周囲や地域社会の受け止め方について、当事者に近い者たちからの受け入れがあれば足りると解する姿勢は問題があると思われる。この周囲や地域社会の受け止め方は、平成19年判決における反公益性の程度を見る考慮

要素の一つであったことから導き出しているとすれば、平成19年判決がいう周囲や地域社会は当事者に近い者よりも広い範囲であり、本判決の判断には疑問がある。なお、本件内縁関係の地域社会での受け止め方は、Aの入院先での対応にあったように、娘と父親という親子関係として見られていた面があり、また、本判決も述べるように、本件養子縁組が成立していた期間はAが亡くなるまでの僅か2か月間と短く、本件養子縁組に対する地域社会の受け止めを評価する前提を欠いている点に鑑みれば、本件内縁関係が周囲や地域社会から受け入れられていたと積極的に認めることは困難であるように思われる。

(わたなべ・きぬこ)